

選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ（概要）

（平成13年10月11日男女共同参画会議基本問題専門調査会）

これまでの経緯等

明治31年制定の（旧）民法で、妻は戸主の氏を称することとされた。戦後、日本国憲法の制定とともに、民法が改正され（新民法）「夫又は妻の氏」を称することとして形式的には男女平等とした。

国連婦人の十年などを通じての意識の高まりや女性の社会進出等を背景に、改姓による職業生活における不利益の解消を求める声が強まってきており、昭和54年の女子差別撤廃条約の採択は、選択的夫婦別氏制度の導入意見に一層拍車をかけることになった。

平成11年6月に成立した男女共同参画社会基本法第4条には、基本理念の一つとして「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」ことが掲げられた。また、12年12月に策定した男女共同参画基本計画では、「男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入・・・について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める」とされている。

1 男女共同参画社会基本法の成立について

平成11年6月に、男女共同参画社会基本法が、衆参両院とも全会一致で可決され、成立した。

同法第4条の規定にもかかわらず、夫婦の97%において妻が改姓しているという社会的事実の下で、夫婦同氏が強制される制度によってとりわけ女性が様々な場面で不利益を被っていることは、男女共同参画社会の形成の基本理念からも憂慮される。

2 世論の変化について

選択的夫婦別氏制度についての世論調査の結果は、総じて賛成する者の割合が増加傾向にあった。

本年5月に行われた世論調査では、

- ・初めて、賛成（42.1%）が、反対（29.9%）を上回った。
- ・20歳代～50歳代において、賛成が反対を上回った。
- ・20歳代～30歳代の若い世代においては、賛成が初めて過半数を占め、反対の4～5倍に達しており、婚姻を控えた当事者である若い世代に選択的夫婦別氏制度への希望が広がっていることを物語っている。

3 選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益について

当専門調査会において、選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益を募集した結果、次のような様々な不利益が寄せられた。

- ・信用や実績の断絶、仕事の機会の喪失など職業生活上様々な不利益
- ・旧姓を通称として使用するだけでは、戸籍名と通称名の使い分けにより本人のみならず周囲・社会も混乱する。
- ・両家が氏の存続を希望するため、婚姻の妨げになっている。
- ・不利益を避けるため事実婚を選択し法律婚制度の形骸化を招いている。

男性が改姓することは稀であるため、不利益がより深刻となる場面も生じている。

戸籍名と異なる通称使用には限界があり、通称名と戸籍名の使い分けに伴う混乱等はなお存在する。さらに、憲法学の立場から改姓が強制されることによる問題点も指摘されており、問題の根本的解決のためには、民法において所要の措置が採られることが望ましい。

4 憲法上の問題点について

夫婦同氏制度は、近時の人権概念の拡大・進展及び人権意識の高まりの中で、憲法とのかかわりにおいても問題があるのではないかと指摘があり、少なくとも立法政策上考慮されるべきではないかと考えられる。

氏を維持するため婚姻を躊躇したり事実婚を選択したりしている者が少なからず存在することを考えると、夫婦同氏制度は婚姻を両性の合意のみに基づいて成立すると規定した憲法第24条第1項の趣旨に合わなくなっているのではないかと指摘もある。

憲法第24条第2項は、婚姻に関して、法律は両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと規定しているが、夫婦の97%で妻が氏を改めている現状は夫婦同氏制度が男女に中立的に機能していないことを示すものであり、実質的には差別的な効果を及ぼしているのではないかと指摘もある。

5 家族の関係について

選択的夫婦別氏制度の導入が、家族の一体感（絆）を弱め、ひいては夫婦の不仲、離婚の増加、家族の崩壊をもたらすのではないかと意見もある。

しかし、婚姻により改姓した者とその親との絆が弱まるとは一概には言えない。また、現行制度の下でも離婚は増加傾向にあり、離婚の増加や家族の崩壊は、家族の対話の欠如等、別の原因によってもたらされると考える。

家族の一体感（絆）にとって最も大切なことは、同氏という形式ではなく、愛情や思いやりといった実質であると考えられる。今日、夫婦は対等なパートナーとして互いに尊重し合うことによって、深い理解と愛情が育まれるものと考えられる。そして、それぞれの夫婦の希望によって、同氏か別氏かを選択することを認めるような、多様な生き方を認め合う社会であることが望ましい。

6 子どもへの影響について

子どもの安心感にとって重要なものは、親子間の対話や愛情であって、親子が同氏であることではないと考えられる。

選択的夫婦別氏制度が導入され、制度に対する理解が広まるにつれ、氏が異なる家族を普通の家族でないとする偏見は解消されていくと考える。

子どもへの影響に対する懸念は、政府が制度の趣旨や意義について適切に広報活動を行うとともに、多様性を認める教育など、社会全体が子どもへの影響について十分配慮することによって払拭されていくものと考えられる。

7 その他

諸外国の法制を見ると、近年選択的夫婦別氏制度の導入が進んできており、今日では主要な先進諸国において、夫婦同氏を強制する国は見られない。

まとめ

当専門調査会としては、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するため、選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいと考える。

このことは、少子化への対応の観点から婚姻の妨げを取り除くことにつながるものである。また、諸外国でもあまり例を見ないほどの少子高齢社会において、我が国の社会を維持・発展させるためには、高齢者とともに、女性の能力を活かすことは喫緊の課題であり、職業生活を送る上で支障となるものは除去することが必要である。

当専門調査会としては、選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待するものである。

なお、制度の導入に当たっては、政府が制度の趣旨や意義について適切な広報活動を行うとともに、社会全体が子どもへの影響について十分配慮することが重要であると考えられる。